

富県老施協 第5号
令和7年4月23日

老人福祉施設長 様

富山県老人福祉施設協議会
会 長 大 崎 雅 子

令和7年度協議会会長表彰候補者の推薦について（依頼）

暮春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日ごろから当協議会の運営についてご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、会長表彰候補者につきまして、次のとおりご推薦いただきますようお願いいたします。

記

- 1 表 彰 本年度の富山県老人福祉施設大会において表彰いたします。
- 2 対象者 県内の老人福祉施設に勤務する施設長及び職員で、令和7年3月31日現在その在任期間が、10年以上の者（勤務が2か所以上に及ぶ場合は、その勤務先が老人福祉施設であり、かつ県内施設の場合に限り勤務年数を通算する）
- 3 推薦方法 別紙「表彰候補者推薦調書」によりご推薦願います。
- 4 提出期日 令和7年5月9日（金）
（提出期日についてご協力ください）
※ なお、該当者がいない場合は「該当者なし」としてご報告をお願いいたします。
- 5 その他 推薦調書の送付は、協議会ホームページより様式をダウンロードのうえ、ファックス又はメールでお送り願います。

（お問合せ先）富 山 県 老 人 福 祉 施 設 協 議 会
〒930-0094 富山市安住町5番21号
Tel 076-431-6723 Fax 076-432-6064
E-MAIL toyama.roushikyo@isis.ocn.ne.jp

富山県老人福祉施設協議会表彰要綱

(趣旨)

第1条 本協議会加入施設の施設長及び職員で、多年にわたり老人福祉事業に貢献し、その業績が特に顕著な者への表彰に必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 富山県老人福祉施設協議会会長（以下「会長」という。）が、富山県老人福祉施設大会において表彰を行うものとする。

2 前項の方法により難しいときは、会長が別に定めるところにより行うものとする。

(表彰の対象)

第3条 第2条の対象者は、県内の老人福祉施設に勤務する施設長および職員で、功績の顕著な者とする。

(対象者の資格)

第4条 第2条に規定する表彰は、次により行うものとする。

2 表彰は、第2条の規定により顕彰され、かつ、毎年3月31日現在において現職であって、その在職期間が10年以上である施設長および職員に対して行うものとする。

3 在職期間が二以上の施設におよぶ場合でも、同一該当種別の場合は、第2条の規定を適用する。

(賞状)

第5条 第2条の表彰は賞状を授与し、記念品をあわせ授与することができる。

(推薦)

第6条 第3条の規定に該当する対象者がいるときは、各施設長は、推薦書（様式）に該当事項を記載し、会長に指定の期日までに提出しなければならない。

(表彰の決定)

第7条 被表彰者を決定するため、会長は理事会を開催し、第6条の規定により提出された推薦書により審査を行い、その適否について決定する。

(表彰の除外)

第8条 本会の会費を滞納した施設の関係者は表彰しない。

2 過去において、次の受賞者は表彰しない。

- (1) 藍綬褒章、黄綬褒章の受章者
- (2) 社会福祉功労者として、厚生大臣表彰の受賞者
- (3) 全国社会福祉協議会長表彰の受賞者
- (4) 県知事又は、県社会福祉協議会長表彰の受賞者
- (5) 全国社会福祉協議会・老人福祉施設協議会長の受賞者
- (6) 本会会長表彰の受賞者

附 則

富山県老人福祉施設協議会表彰要綱(昭和59年4月1日施行)を廃止し、この要綱は、令和5年4月1日から施行する。